

令和7年5月21日

協議会意見とりまとめにおける「協議会意見とりまとめ時に所在する松前町の住宅等から1 km 以内の海域」について

北海道松前沖における協議会事務局
〔 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課
国土交通省港湾局海洋・環境課
北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課 〕

令和6年7月31日付で制定した「北海道松前沖における協議会意見とりまとめ」において、本文中3.(3)③で別途示すこととしている海域の範囲については、以下のとおりとする。

記

1. 協議会意見とりまとめの該当箇所

3. 留意事項

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置についての留意点

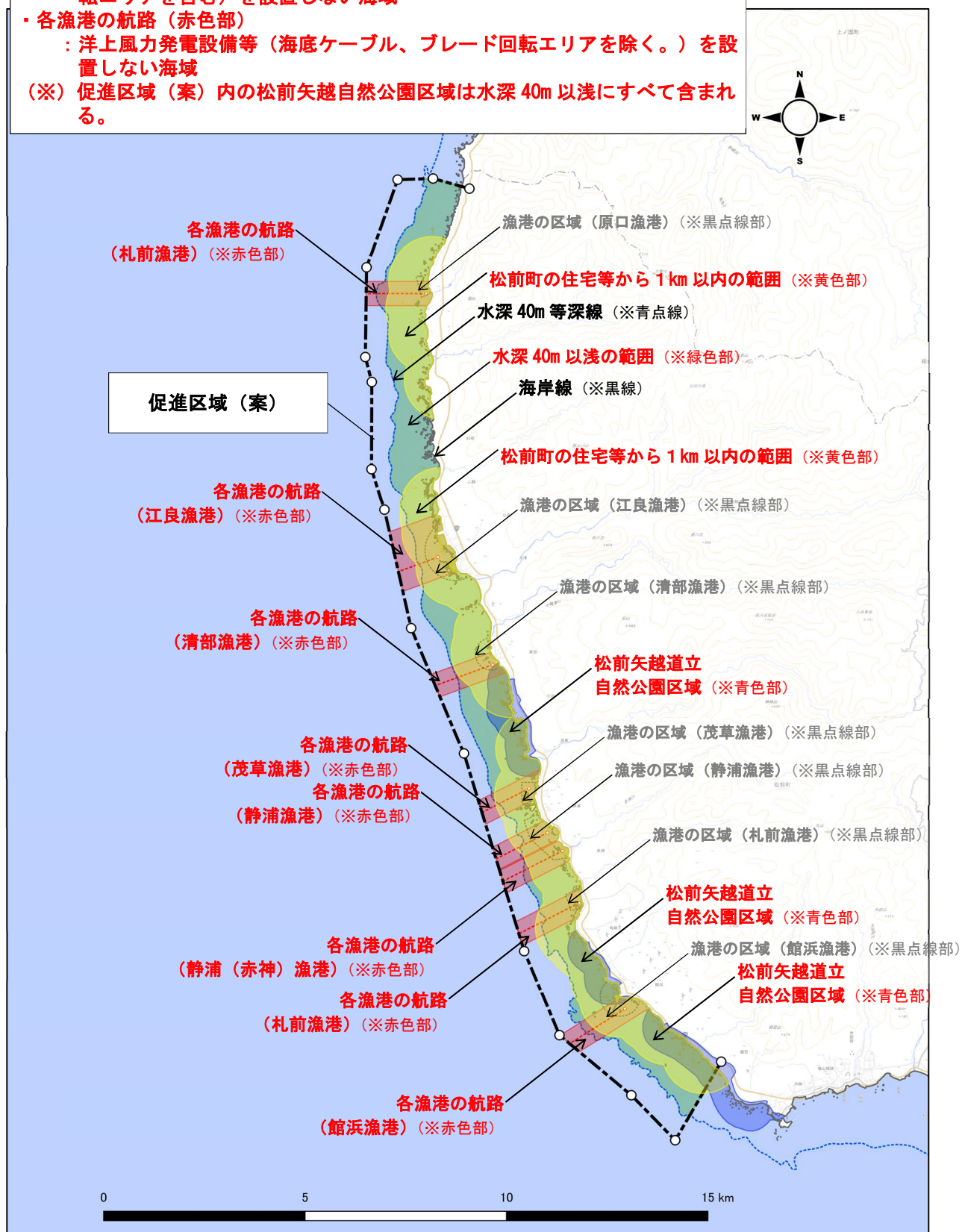
- ③選定事業者は、(6)の環境配慮事項に留意し、別途示す、協議会意見とりまとめ時に所在する松前町の住宅等から1 km 以内の海域には、洋上風力発電設備等（海底ケーブルを除く。ブレード回転エリアを含む。）を設置しないこと。

2. 海域の範囲

別紙のとおり（黄色部）

発電設備等の設置に制約が生じる範囲

- ・水深 40m 以浅の範囲（緑色部）、松前町の住宅等から 1km 以内の範囲（黄色部）及び松前矢越自然公園区域（青色部）（※）
：洋上風力発電設備等（海底ケーブル及びその付属設備を除く。ブレード回転エリアを含む）を設置しない海域
- ・各漁港の航路（赤色部）
：洋上風力発電設備等（海底ケーブル、ブレード回転エリアを除く。）を設置しない海域
- （※）促進区域（案）内の松前矢越自然公園区域は水深 40m 以浅にすべて含まれる。



※漁港の区域は海洋台帳、水深 40m 等深線は海底地形データ（日本水路協会）、松前矢越道立自然公園区域は国土数値情報（国土交通省）、松前町の住宅等から 1km 以内の範囲は北海道庁提供情報に基づき作成。